

# 代替設計及び配置の検査に関する事項

## 改正規則

鋼船規則 B 編

## 改正事項

代替設計及び配置の検査に関する事項

## 改正理由

IMO は、SOLAS 条約や MARPOL 条約等の国際条約により要求される検査要件を指針として取り纏め、IMO 総会決議 A.1053(27)として採択している。IACS は、当該決議に規定される検査要件のうち、船級検査の一部として実施すべき検査項目を取り纏めた IACS 統一規則 Z1 を採択しており、本会も既に関連規則に取入れている。

その後、IMO において、最新の条約要件に合致した検査手順とすべく当該指針の見直しが行われた結果、SOLAS 条約の適用除外措置として代替設計及び配置を採用する場合の検査要件等が追加された上で、IMO 総会決議 A.1076(28)として採択された。これを受け、IACS は、機関、電気設備及び火災安全設備に関する代替設計及び配置の検査要件を船級検査の一部として追加する等の見直しを行った上で、2015 年 3 月に IACS 統一規則 Z1(Rev.5)を採択した。

このため、IACS 統一規則 Z1(Rev.5)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

機関、電気設備及び火災安全設備に関する SOLAS 条約の適用除外措置として、主管庁により承認された代替設計及び配置を採用する船舶にあっては、年次検査において承認図書の記載に従った試験、検査及び保守管理状況の確認を行う旨規定した。